

広島市市営駐車場（中央駐車場）

指定管理者候補者応募要領

令和6年7月
広島市道路交通局

<目次>

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
(1)	業務の範囲	1
(2)	自主事業の実施	2
(3)	利用促進の取組	2
(4)	留意事項	2
5	管理の基準	2
(1)	関係法令等の遵守	2
(2)	供用日、供用時間等	2
6	利用料金制に関する事項	2
(1)	本市への納付金の下限額	2
(2)	収入の算定	3
(3)	利用料金の取扱い	3
7	指定の取消し等	3
8	申請資格等	4
(1)	基本的事項	4
(2)	選定基準	4
(3)	欠格事項	4
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	4
(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	5
(6)	事業所調書兼実体調査同意書の提出	5
9	応募要領の配布時期、見学会等	5
(1)	スケジュール	5
(2)	応募要領の配布期間、場所	5
(3)	現地見学会	6
(4)	質問の受付	6
(5)	申請書の受付	6
10	提出書類・提出部数	6
11	管理運営に関する収支計画書の開封	6

12	その他留意事項	7
13	審査及び選定に関する事項	7
(1)	審査方法等	7
(2)	仮協定・協定の締結	7
(3)	評価方法	8
(4)	選定審査対象からの除外	8
(5)	審査結果の通知及び公表	8
(6)	その他	8
14	問合せ先	8
15	広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理業務仕様書	9
16	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	16
17	指定管理者の業務実施状況の評価について	22
18	個人情報取扱特記事項	24
19	中央駐車場の施設概要（別紙1）	
	・ 1 施設概要	
	・ 2 主なメンテナンス	
	・ 3 利用状況及び収入金額	
	・ 4 管理経費支出額	
	・ 5 中央駐車場位置図	
20	身体障害者等に対する駐車料金の減免について（別紙2）	
21	提出書類一覧（別紙3）	
	・ 様式1 指定申請書（単独団体用）	
	・ 様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）	
	・ 様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状	
	・ 様式4 広島市市営駐車場（中央駐車場）の事業計画書	
	・ 様式5及び様式5別紙 広島市市営駐車場（中央駐車場）の管理経費に関する収支計画書及び利用料金収入及び人件費の積算内訳書	
	・ 様式6 広島市が推進する行政施策に関する報告書	
	・ 様式7 団体の概要	
	・ 様式8 役員名簿	
	・ 様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）	
	・ 様式10 障害者雇用計画書	
	・ 様式11 宣誓書	

- 様式 12 広島市市営駐車場（中央駐車場）申請関係質問票
- 様式 13 広島市市営駐車場（中央駐車場）現地見学会参加申込書
- 様式 14 辞退届
- 様式 15 委任状
- 様式 16 事業所調書兼実体調査同意書
- 様式 17 指定管理実績調書

22 広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理者候補者の評価基準（別紙4）

23 広島市中央駐車場を利用する自動二輪車に係る減免について（別紙5）

24 中央駐車場の回数券等の精算方法について（別紙6）

広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理者候補者応募要領

1 募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、広島市中央駐車場（以下「中央駐車場」という。）の指定期間が令和7年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設名、所在地等

施設名	収容台数	駐車形式	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
中央駐車場	普通自動車 300 台 自動二輪車等 465 台 ※1	自走式 (ゲート)	広島市 中区基町	年中無休	終日 ※2 (6時30分～25時)

※1 普通自動車と自動二輪車等の収容台数を変更する可能性があります。

※2 1月1日から1月3日までの間の入出庫可能時間は終日です。

(2) 現在の駐車料金

ア 中央駐車場

(ア) 普通自動車

- ・ 一時利用料金 30分までごとに 210 円
- ・ 最大料金 1,600 円
- ・ 一泊料金（25時～6時30分） 500 円
- ・ 定期券

名称	利用可能時間	金額
中央駐車場第1種定期券	終日	34,600 円／月
中央駐車場第2種定期券	20時～9時	10,200 円／月
中央駐車場第3種定期券	6時30分～25時	25,500 円／月
中央駐車場第4種定期券	6時30分～25時 (平日のみ)	20,400 円／月

(イ) 自動二輪車等

- ・ 登録利用 2,500 円／月
- ・ 一時利用 1日1回250 円（※一日駐輪制度の対象です。）

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 駐車場を一般の利用に供すること。

イ 施設の維持、修繕（市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、利用調査等

ウ 施設の利用に係る周辺道路の交通処理に関すること。

エ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て施設を活用し自主事業を実施することができます。

(3) 利用促進の取組

中央駐車場の利用促進を図るため本市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の基準値（普通自動車と自動二輪車等の合計値）：

令和 7年度 344,170台 令和 8年度 344,170台

令和 9年度 344,170台 令和10年度 344,170台

令和11年度 344,170台

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市市営駐車場(中央駐車場)指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

地方自治法、道路法、駐車場法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法、個人情報の保護に関する法律、広島市道路附属物駐車場条例、広島市道路附属物駐車場条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令を遵守してください。

(2) 供用日、供用時間等

申請者は、利用者のサービス向上のため必要があれば、入出庫可能時間の変更について提案することができます。ただし、現行の入出庫可能時間を維持することが最低条件となります。

なお、本市において、必要があると判断したときは、供用日、供用時間又は入出庫可能時間を変更することがあります。その場合の市への納付金の額については、別途協定書で定めます。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者において行っていただきます。

6 利用料金制に関する事項

中央駐車場の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金をもって施設を運営します（消費税、地方消費税の納付を含む。）。

(1) 本市への納付金の下限額

ア 指定期間（5年間）の納付金の下限額（合計額）を9億959万4千円とします。

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、納付金を減額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、具体的な納付金の額を提案してください。なお、上記の下限額は指定期間中における一定程度の物価上昇を見込んだ額としていますので、これを踏まえて

提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金

なお、当該納付下限額を下回る提案をされた場合は、選定の対象外とします。

イ 納付は毎年度行っていただきますが、具体的な手続きについては別途協定書で定めます。

(2) 収入の算定

収入の算定に当たっては、過去の実績を参考とするほか、周辺の駐車場の設置状況、利用料金等を十分把握してください。なお、別紙１に中央駐車場の過去の収入実績を示していますので、参考にしてください。

(3) 利用料金の取扱い

ア 利用料金の額

利用料金の額は、広島市道路附属物駐車場条例第１２条第３項に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

また、利用料金の額は、付近の駐車場の料金に比して、著しく均衡を失しないよう設定してください。

イ 回数券等の発行

指定管理者は、広島市道路附属物駐車場条例第１２条第４項及び第５項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数券(プリペイドカードを含む。)及び定期駐車券を発行することができます。

なお、発行に当たっては、資金決済に関する法律を遵守してください。

ウ 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市道路附属物駐車場条例第１２条第７項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還することができます。ただし、別紙２に掲げる減免は必ず実施することとします。

なお、別紙２は、身体障害者等に対する駐車料金の減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙２の変更の協議に応じることとし、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこととします。

エ 一日駐輪制度

市営有料駐輪場を一時利用した人が、その日に限り、領収書を提示すれば他の駐輪場に無料で駐輪することができる制度であり、中央駐車場の自動二輪車等の一時利用者が対象に含まれています。

7 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市道路附属物駐車場条例第９条第２項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (6) 「広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理業務仕様書」別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。
なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 利用者の平等な駐車場の利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、駐車場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 「7 指定の取消し等」(6)に記載する暴力団等に該当する場合は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月

1日)において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書(様式10。注2)を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告してください。また、法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1) 「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するように作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書(様式9)等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し)を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に被保険者等記号・番号等、住所、及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書(様式16)を提出してください。「広島市が推進する行政施策に関する報告書(様式6)」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等(本店・支店など)を報告してください。

9 応募要領の配布時期、見学会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和6年7月12日から令和6年9月30日まで
イ 現地見学会	令和6年7月22日
ウ 質問受付期間	令和6年7月23日から令和6年8月5日まで
エ 申請書受付期間	令和6年9月24日から令和6年9月30日まで
オ 収支計画書の開封日	令和6年10月1日
カ 書類審査・面接審査	令和6年10月中旬から10月下旬
キ 審査結果の通知	令和6年11月上旬
ク 仮協定の締結	令和6年11月中旬
ケ 指定管理者の指定	令和6年12月下旬
コ 協定の締結	令和7年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和6年7月12日から令和6年9月30日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：道路交通局自転車都市づくり推進課(広島市役所本庁舎8階)及び広島市ホームページ

(3) 現地見学会

ア 実施施設、日時等

実施施設：中央駐車場

実施日時：7月22日 午後2時00分から

集合場所：中央駐車場南西側地上出入口前

※集合場所付近に係員が待機しております。

なお、当日現地における質問は、原則として受け付けません。

イ 参加人数

1団体につき2名以内としてください。

ウ 実施内容

係員の誘導により、施設を見学していただきます。

エ 参加申込

「広島市市営駐車場（中央駐車場）現地見学会参加申込書」（様式13）に必要事項を御記入の上、7月19日午後5時までに、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年7月23日から令和6年8月5日 午後5時まで

受付方法：「広島市市営駐車場（中央駐車場）申請関係質問票」（様式12）により、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月5日までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年9月24日から令和6年9月30日 午後5時まで

申請方法：提出書類一式を道路交通局自転車都市づくり推進課（広島市役所本庁舎8階）まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、申請受付最終日午後5時までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

別紙3「提出書類一覧」に記載する書類を提出してください。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日時 令和6年10月1日 午後2時30分から

(2) 開封場所 広島市役所北庁舎3階第4会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、提案額が納付金の下限額を超えているか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で利用できるものとします。
- (9) 提出書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 申請者が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月中旬から下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、申請者の代表者（ジョイント方式により構成された団体で申請した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

本市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(7) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。
- (3) 評価方法
別紙４「広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理者候補者の評価基準」により評価します。
- (4) 選定審査対象からの除外
次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
 - エ 申請日以降において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
 - オ その他不正行為があった場合
- (5) 審査結果の通知及び公表
申請者に対し、１１月上旬に通知します。また、審査結果を本市ホームページへの掲載等により公表します。
- (6) その他
 - ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。
 - イ 市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 問合せ先

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 担当：及川
TEL ０８２－５０４－２３４９ FAX ０８２－５０４－２３７９
メールアドレス jitensha@city.hiroshima.lg.jp
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市市営駐車場（中央駐車場）指定管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、中央駐車場を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律67号）並びに、広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）（以下「条例」という。）及び広島市道路附属物駐車場条例施行規則（平成6年広島市規則第54号）（以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 中央駐車場に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理経費の縮減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例及び規則に基づいて、中央駐車場を一般の利用に供すること。

- (2) 施設及び設備等の維持管理

ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 指定管理者は施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、本市に報告すること。

ウ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務など、法定点検等を適切に実施すること。その際、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。

エ 指定管理者は、利用者の安全のため、職員を常駐させる駐車場にAEDを設置すること。また、

職員に対しAED取扱講習を受講させること。

オ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

カ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。

(3) 警備、利用調査その他の管理に関することのうち、次に掲げること。

ア 施設の警備及び巡視

イ 施設の利用調査

ウ その他施設の管理に必要と認められる事項

(4) 備品の管理

ア 指定管理者は、本市の所有に属する物品について広島市物品管理規則(昭和44年広島市規則第64号)をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。

イ 本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

ウ 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等を本業務実施のために供することができる。この場合において、当該備品等は、指定管理者の所有に帰属し、指定期間の終了に際しては、原則として自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、本市との協議により、本市又は本市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいう。

(5) 利用料金の収受等

ア 利用料金制の採用

イ 利用料金の額は、条例第12条第3項に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

ウ 利用料金の減免・返還

指定管理者は条例第12条第7項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。ただし、別紙2に掲げる減免は必ず実施すること。

なお、別紙2は、身体障害者等に対する駐車料金の減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙2の変更の協議に応じた上で、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこと。

エ 一日駐輪制度

市営有料駐輪場を一時利用した人が、その日に限り、領収書を提示すれば他の駐輪場に無料で駐輪することができる制度であり、中央駐車場の自動二輪車等の一時利用者は対象に含まれていることから、別紙5のとおり対応すること。

オ 回数券等の発行

指定管理者は、条例第12条第4項及び5項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数券(プリペイドカードを含む。)及び定期駐車券を発行することができる。

回数券は必ず発行することとし、その承認申請を行うこと。その際の料金は、5,000冊以上の購入者に対しては半額とすること。

なお、回数券等の発行に当たっては、本市に記載内容等の確認を行うこと。

また、発行に当たっては、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)を遵守すること。

カ 利用料金等の引継ぎ(別紙6)

本市が発行した回数券等、前指定管理者が発行した回数券等、及び指定管理者が発行する回数券等の取扱いについては、別紙6のとおりとする。

(6) 施設の利用に係る周辺道路の交通処理に関すること。

(7) 広報業務等

指定管理者は、施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

(ア) 中央駐車場のホームページの作成・更新

(イ) 施設案内パンフレットの作成・配布

(8) 利用促進業務

中央駐車場の利用率を高めるため、有効な利用促進業務を行うこと。

(9) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

3 管理の基準

施設名	収容台数	駐車形式	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
中央駐車場	普通自動車 300 台 自動二輪車等 465 台 ※1	自走式 (ゲート)	広島市 中区基町	年中無休	終日 ※2 (6時30分～25時)

※1 普通自動車と自動二輪車の収容台数を変更する可能性がある。

※2 1月1日から1月3日までの間の入出庫可能時間は終日とする。

申請者は、利用者のサービス向上のため必要があれば、入出庫可能時間の変更について提案することができる。ただし、上記記載の入出庫可能時間を維持することが最低条件となる。

なお、本市において必要があると判断したときは、供用日、供用時間又は入出庫可能時間を変更する場合がある。その際の利用者への周知等については、指定管理者において行うものとする。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

- (1) 施設の利用促進のための自主事業の実施
- (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施
- (3) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

- (4) 行政財産の目的外使用許可及び道路占用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による行政財産の目的外使用、又は道路法32条及び広島市道路占用規則等の規定による道路占用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用許可及び道路占用許可については本市が行う。また、使用許可及び占用許可に伴い本市が定める使用料又は占用料を納付するものとする。なお、これらの目的外使用許可及び道路占用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

6 職員配置、研修等

- (1) 職員配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

配置人員は2人を標準とする。

イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

- (2) 研修等

ア 利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに本市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 業務実施状況の報告

ア 指定管理者は、毎月の業務実施状況について報告書を作成し、本市に提出すること。

イ 指定管理者は、事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに本市に提出し、承認を得ること。

(2) 文書の保存

事業報告書及び管理等に関する帳票、帳簿等は常に整理し、5年間保存すること。

(3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 本市が実施する業務への協力

指定管理者は、本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

8 業務実施状況の確認・評価

(1) モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別記「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況の評価し、市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

(2) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(3) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別記「指定管理者の業務実施状況の評価について」に基づく業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する申請資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（「9 指定の更新」参照）の指定期間における評価結果を含むものとする。

9 指定の更新

別記「指定管理者の業務実施状況の評価について」の評価方法等に基づく業務実施状況の評価結果が指定期間の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

10 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

11 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設又は利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに本市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに本市に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

12 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、本市は指定管理者に改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、本市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、本市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、本市と指定管理者は事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項については、協定で定める。

13 その他

- (1) 指定期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、これらに要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての本市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

- (2) 保険への加入

指定管理者は「広島市市営駐車場(中央駐車場)指定管理者応募要領」及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については本市が加入する。

- (3) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する人件費等の経費は、指定管理者が負担すること。

- (4) 思いやり駐車場

中央駐車場には、広島県思いやり駐車場利用証交付制度に基づく思いやり駐車場を設置している。指定管理者は、この制度の内容を十分に理解し、利用証の交付を受けている利用者が利用しやすいよう努めること。

- (5) 監査

本市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査

し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(7) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、上記の作成時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産

業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
 - (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものに

については、許可の取り消し等を行う。)

- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。(必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。)

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和4年4月1日から施行する。

(別添)(略)

指定管理者の業務実施状況の評価について

1 評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

2 対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、9月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

3 評価方法等

(1) 指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の3項目について優れている順にs～dの評価を行う。

- ① 業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）
- ② 施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）
- ③ 利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）

なお、利用者数を把握するのが困難な施設、障害者施設のように基準値を設定し利用促進をすることがなじまない施設においては、①及び③の2項目で評価を行う。

(2) これら3項目の評価を踏まえ、全体の評価としてS～Dの5段階評価を行う。

(3) 低評価（評価がC又はD）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

<評価項目>

項 目	評価方法
(業務の実施状況)	
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ 事業の実施状況	○、×
ウ 維持管理業務等の実施状況	○、×
(2) 指定管理料等の収支状況	○、×
(3) その他	
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ 個人情報保護への対応状況	○、×
ウ 情報公開の実施状況	○、×
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ 苦情・要望への対応状況	○、×
カ 配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ 自己評価の実施状況	○、×
① 業務の実施状況	s、a、b、c、d
② 施設の利用状況	s、a、b、c、d
③ 利用者の満足度	s、a、b、c、d

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

下記の評価基準により評価

+

<評価基準>

項 目	評価	基 準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	4点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	2点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	0点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲2点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲4点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の100%以上の場合	4点
	a	利用者数の実績が基準値の95%以上100%未満の場合	2点
	b	利用者数の実績が基準値の90%以上95%未満の場合	0点
	c	利用者数の実績が基準値の85%以上90%未満の場合	▲2点
	d	利用者数の実績が基準値の85%未満の場合	▲4点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が8割以上の場合	4点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が7割以上8割未満の場合	2点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	0点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が3割以上5割未満の場合	▲2点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が5割以上の場合	▲4点

※ 基準値とは、市が求める利用者数等の基準を意味する。

<評価>

〔3項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	12点	
A (おおむね良好)	8, 10点	
B (普通)	2, 4, 6点	
C (改善を要する)	▲4, ▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲6点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

〔2項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	8点	
A (おおむね良好)	6点	
B (普通)	2, 4点	
C (改善を要する)	▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲4点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第17 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第18 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。